

2017 九州ロードレース選手権シリーズ  
大会特別規則書

【公示】

「2017 九州ロードレース選手権シリーズ」は一般財団法人日本モーターサイクル協会公認のもとに、FIM国際競技規則書に準拠した、2017年MFJ国内競技規則書及び各主催の2017年共通規定、公式通知並びに本特別規則に基づいて開催される。全ての競技参加者はこれらの規則に精通しこれを遵守する事とともに、主催者及び競技役員からの指示に従うものとする。

この選手権シリーズは、HSR九州、SPA直入、オートポリスで開催される当該クラスの2017九州ロードレース選手権シリーズのチャンピオンを決定するものである。

第1条 競技会名称・格式

名称:2017九州ロードレース選手権シリーズ  
格式:MFJ公認 国内格式

第2条 開催日・会場・開催クラス・参加申込期間

| 開催日    | シリーズ | 会場  | 九州選手権開催クラス |                |                  |                  | 併催クラス<br>S80<br>I・N・F・J | 申込期間               |
|--------|------|-----|------------|----------------|------------------|------------------|-------------------------|--------------------|
|        |      |     | JSB<br>I・N | ST600<br>I・N・F | J-GP3<br>I・N・F・J | JP250<br>I・N・F・J |                         |                    |
| 4月16日  | 第1戦  | SPA | —          | ○              | ○                | ○                | ○                       | 3月7日(火)～3月27日(月)   |
| 6月4日   | 第2戦  | AP  | ○          | ○              | ○                | ○                | ○                       | 4月25日(火)～5月16日(火)  |
| 7月9日   | 第3戦  | HSR | —          | ○              | ○                | ○                | —                       | 6月1日(木)～6月19日(月)   |
| 8月6日   | 第4戦  | AP  | ○          | —              | —                | —                | —                       | 6月27日(火)～7月18日(火)  |
| 8月27日  | 第5戦  | HSR | —          | ○              | ○                | ○                | —                       | 7月17日(月)～8月7日(月)   |
| 9月24日  | 第6戦  | SPA | —          | ○              | ○                | ○                | ○                       | 8月15日(火)～9月4日(月)   |
| 10月29日 | 第7戦  | AP  | ○          | ○              | ○                | ○                | ○                       | 9月19日(火)～10月10日(火) |

HSR:HSR九州 SPA:SPA直入コース AP:オートポリス

:インタークラス(国際)、N:ナショナルクラス(国内)、F:フレッシュマン、J:ジュニア

- ※ 参加台数によって混走開催クラスレース・単独開催クラスレースとする場合がある。
- ※ 主催者は JSB、J-GP3 クラスにおいて、特に認めた車両を参加させることが出来る。なお、参加条件、賞典については公式通知にて公示する。
- ※ 参加申込について:入金方法は各主催者が指定した方法であること。尚、郵送の場合は消印有効とする。
- ※ 参加クラスの申込台数が5台(国際・国内・混走合わせて)に満たない場合、当該クラスのレースは開催されない。
- ※ J-GP3 クラスについては、S80 クラスと混走する場合は有る。
- ※ J-GP3 クラスにおいて「NSF250 ノーマル状態」の車両を対象とした「HRC NSF250R Challenge」併催。ライセンスは、国内ライセンス以下が対象。
- ※ JP250 クラスにおいて、CBR250R Dream cup 併催。

第3条 主催者及び参加申込先

1)第1. 6戦

SPA直入スポーツクラブ  
〒878-0403  
大分県竹田市直入町大字上田北字浦原 510-15  
TEL:0974-75-3191

2)第2. 4. 7戦

オートポリス倶楽部  
〒877-0312  
大分県日田市上津江町上野田 1112-8  
TEL:0973-55-1111

3)第3. 5戦

HSR九州(ホンダセーフティ&ライディングプラザ九州)  
〒869-1231

熊本県菊池郡大津町平川 1500

TEL:096-293-1370

※HSR九州の参加申込は、専用申込 HP より行ってください。

(HP : [https://www.ms-event.net/hsrweb/user/?a=race.race\\_entry\\_list](https://www.ms-event.net/hsrweb/user/?a=race.race_entry_list))

※参加エントラントは参加申込書・車両仕様書を記載し、各大会事務局宛送付する事。

※HSR九州はHPで参加申込を行いますので、大会当日に車両仕様書・保護者の印鑑証明(未成年)をお持ちください。

第4条 大会役員

公式プログラムに示す。

第5条 開催種目・併催種目ライセンス区分

| 開催種目  | ライセンス区分            |
|-------|--------------------|
| JSB   | 国際・国内              |
| ST600 | 国際・国内・フレッシュマン      |
| J-GP3 | 国際・国内・フレッシュマン・ジュニア |
| JP250 | 国際・国内・フレッシュマン・ジュニア |

| 併催種目 | ライセンス区分            |
|------|--------------------|
| S80  | 国際・国内・フレッシュマン・ジュニア |

第6条 参加車両

- ① JSB, ST600, J-GP3, JP250, S80、車両は2017MFJ国内競技規則に準じた車両とする。
- ② JP250 クラスにおいて公認時にタコメーターが標準装備されていない車両にタコメーターを装着することが許される。
- ③ 主催者が特に認めた車両。

第7条 参加申込ならびに参加申込料

- 1) 参加申込は大会特別規則書に決められた締切日までに参加申込書・車両仕様書を漏れなく正確に記入し、参加料を添えて主催者宛に提出されなければならない。FAX等での申込や参加料が不足している状態は参加申込が完了したとは認められない。
- 2) 参加申込台数が規定決勝出走台数より多い場合は、「参加申込書・車両仕様書・参加料」を完全な状態で提出された中から先着順で受付とし、規定決勝出走台数に達したところで申込を締め切る。また、前回までの参加成績及び実績等を考慮し申込受付が出来ない場合がある。
- 3) 参加クラスの申込台数が国際・国内各2台に満たない場合、当該クラスのレースは開催されない。
- 4) エントラント、ライダーおよびピットクルーは参加申込に際し、参加申込用紙の誓約文に署名しなければならない。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明として認められない。
- 6) 正式受理後に参加を取り消す者には参加料の返金はない。
- 7) 参加を拒否された者に対して参加料全額が返還される。
- 8) 参加申込料(税込):

| クラス               | 参加料                    |
|-------------------|------------------------|
| JSB               | 16,500円                |
| ST600・J-GP3・JP250 | 16,500円                |
| S80               | AP:14,500円 SPA:11,400円 |

第8条 チーム名

- 1) チーム名は20文字(AP)、15文字(SPA)、20文字(HSR)以内とする。指定文字を超えるものは削除または短縮する。(プログラム掲載は指定文字全記載、タイミングモニター、リザルトでは切れる場合があります。)
- 2) 参加申込み時点で登録したチーム名を変更する場合は、変更手数料1,000円と必要書類を添えて競技会事務局宛に提出すること。
- 3) スポンサー名等を含むチーム名は参加申込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して競技会事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。

4) 公序良俗に反するものであってはならない。

#### 第9条 参加資格

- 1) ライダー、ピットクルーは2017年度MFJ国内競技規則第3章競技会13. 競技参加者に合致している者。
- 2) ライダー1名に対し最大4名。エントリー時最低1名の当該年度有効なライセンスを持ったピットクルーを登録しなければならない。なお、ピット作業エリアは、ライダー1名に対しピットクルー登録された2名までが作業できる。
- 3) いずれの場合も参加確認受付時、当該年度有効なライセンスを提示できない場合は、参加を認めない。

#### 第10条 参加車両規定

該当クラスの2017MFJ国内技術仕様に合致した車両

#### 第11条 決勝グリッド数・決勝周回数

| 会場        | 決勝グリッド数 | 決勝周回数                             |
|-----------|---------|-----------------------------------|
| HSR九州     | 32      | ST600/J-GP3/ JP250.....15Lap      |
| SPA直入     | 25      | ST600/J-GP3/ JP250/S80.....20Lap  |
| AUTOPOLIS | 48      | JSB/ST600/J-GP3/ JP250/S80..10Lap |

※ウエット時(ウエットレース宣言中)決勝周回数を「**2周を基本として減算**」する場合がある。

#### 第12条 参加確認受付

ライダー、ピットクルーは公式通知で示された時間内に下記のことを提示の上、参加確認受付を行い出場資格の確認を受けなければならない。

- ① 正式参加受理書、
- ② 当該年度有効なMFJライセンス(ライダー、ピットクルー)
- ③ その他に主催者が提出義務をした書類

#### 第13条 スポーツ走行(練習走行)

- 1) 各開催サーキットで設定されるコースライセンス規定において、当該サーキット設定のスポーツ走行が行える。

##### ★HSR九州ライセンス

- ① 正ライセンス:新規取得料 22,000円 (MFJライセンス取得者対象料金)
- ② 暫定ライセンス: 5,000円 開催日含め10日前より発給開始。但し、九州圏外者のみ

##### ★SPA直入 コースライセンス

- ① 正ライセンス:新規取得料 21,600円
- ② 暫定ライセンス:5,000円 開催日含め10日前より発給開始。但し、九州圏外者のみ

##### ★AUTOPOLIS コースライセンス

- ③ 正ライセンス:新規取得料 27,000円
- ④ 暫定ライセンス:5,000円 開催日含め10日前より発給開始。但し、九州圏外者のみ

- 2) 参加を受理されたエントラントには公式通知にてスポーツ走行に関する詳細が案内される。

#### 第14条 公式車両検査

公式車両検査に車両を提示することは、当該車両が全ての規則に適合していると申請しているものとみなされる。

- 1) 参加確認受付後、参加車両公式車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って当該サーキット内の所定の場所にて車両検査を受ける事。
- 2) 公式車検では「競技車両」(トランスポンダーの取り付け及び、アンダーカウルを取り外し、外したアンダーカウルを持参すること)「ライダー装備品」「その他の書類」をライダー本人が持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。これ以後の検査は、競技監督が特別に認めた場合以外は行われない。

※「車両仕様書」は大会毎の参加申込時、必要事項を記入し、合わせて提出しなければならない。

- 3) 公式車検において、規則違反又は安全上出場が不適当と判断された「車両」または「装備品」は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。また、一度車両検査に合格した「車両」又は「装備品」であってもレース後の再車両検査や次大会の車両検査を合格することを保証するものではない。

- 4) 車検長は如何なる場合も、車両の分解、部品の交換を指示することが認められ競技参加者は車検長の指示に従わなければならない。

- 5) 車載カメラ搭載を希望するエントラントは公式車両検査時(車両仕様書内に記載された箇所へ、署名捺印)公式車両検査にて取付に関する車検長の許可を必要とする。又、撮影された映像は個人鑑賞に限られ、その他の使用に際しては大会組織委員会の許可を必要とする。尚、車輛以外への取り付け(ライダー・ヘルメット等)は認めない。

#### 第15条 トランスポンダー

各主催者により自動計測装置の取り付けを義務付けられた場合はこれに従わなくてはならない。また、紛失・破損等があった場合、各主催者によっては代金が請求される。

#### 第16条 使用ガソリン

参加車両が大会期間中に使用できる燃料は当該サーキット内で販売されている燃料とする。

##### ガソリン性状表

|           |             |
|-----------|-------------|
| HSR九州     | 別に示す。       |
| SPA直入     | 別途、公式通知に示す。 |
| AUTOPOLIS | 別途、公式通知に示す  |

ガソリン購入証明書提示期限は公式車両検査終了までとするが、やむを得ず公式車両検査までに提示できない場合は、車検長に承諾を得ること。(※ガソリン購入証明書は、購入時のレシートを証明書とする。)

#### 第17条 ワンメイクタイヤ制度

- 1) ST600クラスは、ワンメイクタイヤ制度となり、ブリヂストン指定表示タイヤのみ使用可能。レース参加申込と合わせて、ブリヂストン指定表示タイヤを特別価格にて1セット購入申込ができる。また、指定された「ブリヂストン広告」スペースを提供しなければならない。
- 2) JP250クラスは、ワンメイクタイヤ制度となり、ダンロップ指定表示タイヤのみ使用可能。レース正式参加受理者には、ダンロップタイヤより、フロントタイヤ1本が提供される。また、指定された「ダンロップ広告」スペースを提供しなければならない。
- 3) ST600・JP250クラスにおいてのレインタイヤは、MFJが指定したワンメイクタイヤのみ使用が出来る。ウエットタイヤはマーキングの必要なく使用することが出来る。
- 4) マーキングしたタイヤの変更は認められない。

#### 第18条 ライダーのエントリー、変更並びにダブルエントリー

- 1) 受理書発送後のライダー変更は認められない。
- 2) ライダーの同一競技会の他クラスへのダブルエントリーは認められるが、一つの競技がもたらす次の競技への影響については一切考慮されない。
- 3) ダブルエントリー車(同一車両)を同一競技会の複数クラスに使用する場合、いずれのクラスの車両規定に合致していること。尚、同一車両を複数のライダーが使用することはできない。(耐久レースは除く)
- 4) ダブルエントリー車で、一つのクラスの車両保管中に他のクラスに出走する必要が生じた場合には、競技監督の許可を得て他のクラスに出場すること。又、その車両の部品交換が生じた場合は、その都度、車検長に前もって申し出て、部品交換後、検査に合格しなければならない。

#### 第19条 参加者の遵守事項

- 1) エントラントは自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストに対して諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故について、その最終的責任を負わなければならない。また、チーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲスト自身も同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- 2) 競技出場の義務  
参加が正式に受理されたエントラントは、チーム監督、ライダー、ピットクルーとともに必ず競技会に出場する義務を負うものとする。尚、エントラント本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名することができる。代理人は当該レースに出場する資格を有していなければならない。書面をもって競技会事務局長の許可を得なければならない。
- 3) 施設に対する損害賠償義務  
エントラントは、自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストなどが施設の器材、備品、消耗品、車両などに損害を与えた場合や消耗した場合はその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。
- 4) 16才未満の者はピットエリア、サインボードエリアへの出入りは禁止される。
- 5) 競技車両及び主催者が特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号(ナ

- ンバープレート)が無い車両は使用が禁止される。
- 6) エントラント及びライダーなどのチーム関係者は競技監督及び審査委員会によって事情聴取などを受けるか、もしくは受けた場合は指示があるまでサーキットを離れてはならない。やむを得ない理由により代理人を残す場合は審査委員会の承認を得なければならない。
  - 7) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。
  - 8) 薬品などによって精神状態をつくろってはならない。また、酒気を帯びてはならない。
  - 9) 許可された区域以外での喫煙が禁止される。※当該喫煙者に対して大会期間中のパドック内への立ち入りを禁止される場合がある。
  - 10) 主催者や大会後援協力者、審査委員会、サーキット従業員など大会関係者の名誉を傷付けてはならない。
  - 11) 使用したピットは終了後清掃し、使用済みタイヤ、部品、廃油等はパドック等に放置せず、参加者が必ず持ち帰ること。放置した場合は不法投棄とみなし、罰則が適用される。
  - 12) 競技会期間中、コンクリートウォール上デブリフェンス等への立ち上がりや、乗り越える等の行為を一切行ってはならない。

#### 第20条 走行中のライダーの遵守事項

ライダーは2017年MFJ国内競技規則第3章14「競技参加者の遵守事項」はもちろんのこと、下記に示した項目も遵守しなければならない。走行中のライダーは次の各項を大会期間中の公式予選・フリー走行・決勝レース全てにおいて守らなければならない。

- 1) 公式車両検査に合格した装備品の確実な着用。
- 2) コース走行は、如何なる場合も逆方向に走行してはならない。
- 3) 競技役員の指示無くショートコースの短絡路、サービスロードなどの規定外の走行路を走行してはならない。
- 4) コース上でのグリーン上カットなどは危険な状態を回避する場合を除いて行ってはならない。
- 5) 走行路外に出た車両が本コースに復帰する時は本コース走行車両が優先することを遵守し、後続車両など他車の妨害にならない様、安全を確認しなければならない。
- 6) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを越えて押し進めたりすることは許されない。
- 7) 競技中、事故あるいは故障などにより以後の走行の権利を放棄(リタイヤ)する場合はその旨を最も近い競技役員に報告しなければならない。その後ライダーはガードレールの外、もしくはコンクリートウォール上に避難しなければならない。理由もしくは時間の如何を問わず、競技役員に報告することなく、そのライダーがコース上において一時的にも車両から離れた場合、レースを放棄したものとみなされる。尚、ライダーが負傷その他やむを得ない事情で報告することができない場合は競技役員の判定で放棄したものとみなされるが、この判定に対する抗議は受け付けられない。
- 8) 緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車、レッカー車などサービス車両がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、競技役員がコースに立ち入る場合があることをライダーは承知していなければならない。
- 9) ライダーが自己の意思に反して、またはその他の理由により、やむを得ず車両を停止した場合には当該車両をできるだけすみやかにトラックから移動して後続車両の支障とならないように配慮しなければならない。ライダーが単独で車両を移動できない場合には競技役員がこれを援助することができる。再スタートの方法は、競技役員が安全な場所へエンジンを停止状態で移動後に再スタートができる。再スタートの条件は車両に搭載されたスターターで始動するか又は自力でのエンジン始動ができること。
- 10) 走行中のライダーまたは権限を与えられた競技役員を除き、ピット及びスターティンググリッド以外に停止している車両に触れることは許されない。
- 11) 何らかの理由の為にレーシングスピードで本線を走行できない場合は、(AP・SPA)進路方向左側、(HSR)右側を常に走行し、手または足などで後続のライダーにスロー走行していることを示さなければならない。
- 12) スタート練習は、公式通知等で指定されたスタート練習区域がない限り、一切行ってはならない。

#### 第21条 主催者の権限

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) ライダーに対して指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終決定することができる。
- 3) 競技車両番号の指定、ピット割当などにあたっては各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 賞典を適宜に追加することができる。
- 5) 大会スポンサーの広告を競技車両に貼付させることができる。
- 6) やむを得ない理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。但し参加料・参加申込書・車両仕様書が完全に揃った状態で提出され、

競技会事務局長によって受理されたものに限る。

- 7) すべてのエントラント、ライダー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像、レース結果などに関し、主催者は報道、放送、出版などの権限を有し、主催者が許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。

#### 第22条 公式通知並びにリザルトの掲示

公式通知並びにリザルトの掲示はコントロールタワー1Fの掲示板において行う。

#### 第23条 その他

その他の競技規則については、2017MFJ国内競技規則書、各サーキット共通規定に基づく。また本規特別規則に規定し得なかった競技運営の細部にわたる規則および本特別規則発表後に生じた問題への規則は公式通知をもって示される。

#### 第24条 車載カメラ

車載カメラ搭載を希望するエントラントは車両仕様書に詳細を記入し、公式車両検査時、取付に関する車検長の許可を必要とする。又、撮影された映像は個人鑑賞に限られ、その他の使用に際しては大会組織委員会の許可を必要とする。

#### 第25条 フロントゼッケン

- 1) オートポリス・SPA直入でのフロントゼッケン貼り付け位置については、センターまたは車体左側とする。計時がコース左側となる為。HSR九州については、センターもしくは、車体右側とする。HSRについては計時がコース右側の為。  
(なお、フロントゼッケンを左右に貼り付けることも可能。ただし、左右単独で判別できるよう間隔を取る事。)
- 2) 前年度国際クラスランキング1位の選手については、2017年該当クラス参加の際、ゼッケン「1」の使用が認められる。また、チャンピオンゼッケン「1」に限り字体は自由とするが判読しやすいものでなければならない。

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| JSB      | ST600   | JP250   |
| 清末 尚樹 選手 | 田尻 克行選手 | 田尻 悠人選手 |

- 3) ナンバープレートの配色は以下の通りとする。

| JSB    | ST     | JP250  |        | J-GP3  |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |        | 国際     | 国内     | 4St    | 2St    |
| 黄地に黒文字 | 白地に黒文字 | 赤地に白文字 | 白地に黒文字 | 赤地に白文字 | 黒地に白文字 |

※文字は艶消しのゴシック体を基準とし、地色の蛍光色使用は禁止とする。

- 4) 地方選手権インタークラス、国際ライセンス所持者のナンバープレートについては、付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則13ゼッケンナンバー13-5全日本選手権(ナンバープレート)規則を適用しても良い。但し、JP250は除く。

#### 第26条 コースへの進入

- 1) ピットアウト車両はピットレーン出口の信号機に従ってコースインしなければならない。信号機は以下のように表示する。

##### 公式予選の場合

- ① 緑灯=コースインできる。
- ② 青灯点滅(HSR・SPA:青灯点灯)、=メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
- ③ 赤灯=コースイン不可

##### 決勝レースの場合

- ① 緑灯=コースインできる。
  - ② 青灯点滅(HSR・SPA:青灯点灯)=メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
  - ③ 赤灯=コースイン不可
- 2) コースインする際はピットレーンとメインストレートとを分離するホワイトラインをカットしてはならない。
  - 3) コースイン後は、第一コーナー先まで(AP・SPA)コース左側、(HSR)コース右側を走行し、本コースメインストレートを走行してきた後続車両の走路妨害をしてはならない。

- 4) ピットアウト車両はエンジン始動の際、ピットエンドまではピットクルーの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。
- 5) ピットアウト車両はピットインしてきた車両に優先権があることを承知しなければならない、また競技役員の指示に従ってピットアウトしなければならない。ピットアウトする場合は、手または足などで合図を行うこと。

#### 第27条 ピットレーンへの進入

- 1) ピットインする場合は走行ラインを(AP・SPA)コース左側、(HSR)コース右側にとり、後続車に手または足などで合図を行った後、安全を確認して最終コーナーポスト前付近のピットレーン入り口のホワイトライン(白色実線)を横切ることなくピットインすること。
- 2) ピットイン車両及びライダー、ピットクルー等は他の車両の通路を妨害してはならない。尚、ピットクルーの1名は必ず誘導に当たることを怠ってはならない。
- 3) ピットインの際に自ピットを通り越した車両は競技役員の上承を得て、その指示に従って当該車両のピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自ピット作業エリアにつけることができる。如何なる場合も逆走してはならない。
- 4) 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合には罰則を科す場合がある。決勝レース時における違反1回に対してストップ&ゴーペナルティー1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。但し、レース終了までにペナルティーが消化できない場合、競技結果に30秒又はそれ以上の加算をする場合がある。

#### 第28条 ピット作業

- 1) ピット作業エリアに出て作業につくことが許されるのは当該大会に登録されたピットクルーに限られる。また、作業人員をさらに制限される場合はそれに従うこと。
- 2) 競技車両がピットインした場合、当該車両のピットクルーは自ピットの作業エリアで作業することができる。なお、ピット作業の場合を除いて、当該車両の部品や工具、燃料補給器具を作業エリアに置くことは禁止される。
- 3) ピット作業エリアで作業中の車両に対して当該ライダーが車両から離れて作業を行うこともできる。但し、作業人員を制限されている場合はその人数を越えて作業を行ってはならない。
- 4) 給油を行う場合は、必ずエンジンを停止させ車両を自立状態にし、発火に備え消火器を構えた人員を配置する事。
- 5) 作業終了後は、ピット作業エリアに置いてある全ての工具・部品・タイヤ等をかたづけなければならない。
- 6) ピットボックス内に燃料を貯蔵する場合は消防法及び各大会の特別規則等に合致しなければならない
- 7) ピットボックス内へ競技車両を移動した場合、決勝レース中においてはリタイヤとみなされる。

#### 第29条 タイヤウォーマー使用について

決勝スターティンググリッドにおいて、次の項目を遵守すること。

- ① マシン1台につき1台のジェネレーターとする。
- ② ジェネレーターは、持ち運び可能な低騒音、消音タイプのジェネレーターとする。
- ③ ジェネレーターは車両後方に置かなければならない。
- ④ ジェネレーターからの電力については、タイヤウォーマー用電力のみの使用とする。
- ⑤ ジェネレーターの使用に際し、コース上を汚す等、競技進行を妨げてはならない。
- ⑥ 「3分前」ボードが提示されたら、すみやかにタイヤウォーマーを取り外さなければならない。
- ⑦ 競技役員の指示に従わなければならない。
- ⑧ 同条変更の際は公式通知あるいはミーティングにて通達される。

#### 第30条 ライダーズブリーフィング

- 1) 全てのライダーは公式通知によって示された参加クラスのブリーフィング時間、並びに場所に集合しなければならない。遅刻・欠席者に対しては再ブリーフィングが行われる。その際、再ブリーフィング手数料として遅刻「2,500円」欠席「5,000円」が必要となる。止む無く欠席する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。
- 2) 上記1)に定めた者及び審査委員会が認めたもの以外の上記の入室または出席は認めない。
- 3) 競技監督は必要に応じ、ブリーフィングを開催することが出来る。その場合は適切な方法で開催場所・時間を告知され、該当者は全員出席する事。

#### 第31条 スタート前チェック

各大会の公式通知に示す。

#### 第32条 公式予選

- 1) タイムトライアル方式、予選方法は2017MFJ国内競技規則付則4. ロードレース競技規則15に準拠する。
- 2) 義務周回数は定めないが、少なくとも1周回のラップタイムが計測されなければならない。計測はコースイン2周目から開始される。
- 3) チェッカーフラッグが表示された後に計測された最終周回タイムは有効とする。
- 4) 予選通過基準タイム  
トップタイムの120%以内
- 5) 大会審査委員会は不可抗力によって予選通過基準タイムをクリアできなかったライダーに対して各大会の特別規則に示される決勝出走台数(グリッド数)を超えない範囲で特別に決勝出走を認めることができる。但し、暫定結果発表後30分以内に嘆願書を大会事務局に提出すること。又、決勝レース出走については大会審査委員会で審議の上決定する。尚、決勝出走が許可された場合にはグリッド表にて発表される。
- 6) ウェイティングの資格を有する者はウェイティング嘆願書を提出した者の中で予選での上位3名までとする。但し、予選が複数組で行われた場合、総合予選結果順位3名とする。
- 7) 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰上げ出場は認められない。

#### 第33 決勝スタート

スタート進行は、公式通知又はブリーフィングにて示される。

#### 第34条 決勝グリッド

- 1) スタート方式はクラッチスタートとする。
- 2) スターティンググリッド
  - ① 1列に3台とし、各列交互に配列される。
  - ② 階段状グリッドを使用する。
  - ③ ポールポジション・・・AP・HSR:最前列左側。SPA:最前列右側。とする。
  - ④ ウォームアップラップ開始時、ピットエンドはウォームアップラップスタート後、セーフティーカーが5番ポスト(AP)、3番ポスト(SPA)、3番ポスト(HSR)通過後、もしくはウォームアップラップ開始後、ピットエンドがオープンされた20秒後(AP)・15秒後(SPA)・20秒後(HSR)にクローズとなる。ピットエンドクローズまでにコースイン出来なかった車両は、ピットスタートとする。また、コースインしたが、セーフティーカーが定位置に停車するまでに追越すことが出来なかった車両については、ピットインし、ピットスタートとする。
  - ⑤ スタート合図はグリッド前方シグナルライトもしくは日章旗によって行われる。

#### 第35条 レース終了

各レースの終了合図は、チェッカーフラッグの表示により示されトップ車両がゴールした後、次の経過した時点とする。

| サーキット     | 経過時間 |
|-----------|------|
| HSR 九州    | 3 分間 |
| SPA 直入    | 3 分間 |
| AUTOPOLIS | 5 分間 |

チェッカーフラッグを受けた車両は、減速と追い越し禁止を厳守しコースを1周してピットレーンに進入し、競技役員の指示に従うこと。

#### 第36条 仮表彰

- 1) レース終了後、最大上位6名のライダーに対して仮表彰が行われる。尚、場所については公式通知に示す。
- 2) 仮表彰を拒否したライダーは賞典を受ける権利を放棄したとみなされる。

#### 第37条 レース終了後の車両保管、再車検

- 1) 原則として各クラス上位6台が車両保管場所に一定時間保管される。それらの車両は審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場で保管される。※出走台数により賞典が制限される場合、その台数分を車両保管する。
- 2) 車両保管場所への出入りは担当の競技役員のみ許される。
- 3) 競技監督の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。
- 4) 決勝レース終了後、車検長が指定した車両は再車両検査(分解整備ができる工具等を持参し)を受けるものとし、大会審査委員会、競技監督はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。尚、再車検を拒否した場合は最大失格までの罰則が科される。

#### 第38条 大会賞典

賞典の対象者は最大6位までとし、参加台数により制限されるものとする。

### 第39条 公式得点

2017MFJ 国内競技規則第3章. 28 公式得点(ポイント)に基づき与えられる。

### 第40条 九州選手権シリーズランキング

下記の通り JSB・ST600・J-GP3・JP250 クラスの九州選手権国際・国内シリーズランキングを決定する。

- 1) 当選手権シリーズで得た全ての得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。
- 2) 同条 1) で同点となった場合、ポイント獲得の有無に関わらず上位順位獲得回数が多い者を上位とする。  
例: 同点の者同士で、1 位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2 位を獲得した回数で比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- 3) 同条 2) で決定できない場合、最終戦の上位者を上位とする。
- 4) 同条 3) で決定できない場合、最終戦に最も近い大会において、より上位順位を獲得した者を上位とする。
- 5) 同条 4) で決定できない場合、前年度のランキング上位の者とする。
- 6) 同条 5) で決定できない場合、MFJ、大会シリーズ組織委員会で協議の上決定する。

### 第41条 シリーズ賞典

- 1) 各クラス 1 位～6 位に正賞(トロフィー)を授与する。  
シリーズ表彰基準:開催各クラスはその開催数の 60%以上終了していること。
- 2) シリーズ表彰対象者は、シーズン中 2 回以上参戦していること。

| シリーズ年間平均参加台数 | シリーズ表彰対象順位 |
|--------------|------------|
| 12 台以上       | 上位 6 位まで   |
| 10～11 台      | 上位 5 位まで   |
| 8～9 台        | 上位 4 位まで   |
| 6～7 台        | 上位 3 位まで   |
| 5 台          | 上位 2 位まで   |
| 4 台以下        | 1 位のみ      |

### 3) シリーズ年間表彰賞金細目

賞金総額 63 万円(税込)

| 順位 | JSB     | ST600   | J-GP3   |
|----|---------|---------|---------|
| 1  | 60,000  | 60,000  | 60,000  |
| 2  | 50,000  | 50,000  | 50,000  |
| 3  | 40,000  | 40,000  | 40,000  |
| 4  | 30,000  | 30,000  | 30,000  |
| 5  | 20,000  | 20,000  | 20,000  |
| 6  | 10,000  | 10,000  | 10,000  |
| 合計 | 210,000 | 210,000 | 210,000 |

【円】

- 4) シリーズ終了後、シリーズ年間表彰式を行い、表彰式にて正賞並びに賞金目録を授与する。
- 5) 賞金はインターナショナル(国際)クラスのみとする。

### 第42条 順位認定

- 1) 規定距離(スタート遅延等でレース距離が短縮された場合はそのレース距離)を最短時間または最長距離で走破した車両が第1位として順位が決定される。
- 2) 写真判定が用いられる場合には勝者の決定はフロントタイヤの先端がフィニッシュラインを最初に通過した者とする。
- 3) ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同一周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位とする。
- 4) チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同一周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位とする。
- 5) 完走者は「優勝者の周回数の75%(小数点以下切捨て)以上を走行したライダー
- 6) 得点は 2017MFJ国内競技規則第3章競技会「28 公式得点」によって与えられる。

### 第43条 罰則

競技規則による違反行為に対する罰則は、2017 国内競技規則第4章MFJ裁定規則 35-1 大会審査委員会(47項)による。罰則は文章で当該者に通知される。罰則の軽重により大会審査委員会は違反の内容によつ

て、同規定に基づき裁量決定する。

### 第44条 大会役員の責任

参加者、ライダー及びピットクルーは主催者・大会役員・競技役員及び係員が一切の損害賠償の責任を免れられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーの負傷・死亡及び競技車両の損害に対して主催者・大会役員・競技役員及び係員は一切の補償責任のないことをいう。

### 第45条 本大会特別規則の解釈

規則の解釈、及び判断に混乱が生じた場合、FIM国際競技規則、及びMFJ2017国内競技規則に基づいた大会審査委員会の解釈を最終のものとする。

### 第46条 その他

本大会特別規則に示されていない事項は 2017MFJ 国内競技規則に基づく。

### 第47条 規則の施行

本規則は 2017 九州ロードレース選手権シリーズに適用されるものであり2017年1月1日より施行する。

以上